

佐賀県告示第百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

平成二十二年五月十四日

佐賀県知事 古 川 康

一 解除予定に係る保安林の所在場所

唐津市相知町長部田字城の浦一三三二の二・一三三八の二・一三四一の二・一二四二の二・一二四三・一二五三の二・一二五六の二・一二五七の二・字千原一三五二の二・一三五三の二・一三五四の三・一三五五の二・一三五六の二・一三五六の三から一三五六の五まで・一三五六の七・一三五六の八・一三五七の二・一三五七の三・一三七一の三・一四〇九の七から一四〇九の二・一四一〇の二・字下の谷一七〇九の二・一七一〇の五から一七一〇の七まで（以上三十三筆国有林）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため